

1 計画の位置づけ等

- (1) 根拠法 — 児童福祉法第33条の20第1項
- (2) 計画期間 — 令和6年度（2024年度）～ 令和8年度（2026年度）
- (3) 他計画との関連性 — 吹田市総合計画の具体的な部門計画である「吹田市障がい者計画」を踏まえ、3年間に達成すべき障がい施策等の具体的方向制などを示す。「地域福祉計画」や「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する他計画との整合を図る。

2 基本的な考え方

P92～P94

「第4期吹田市障がい者計画（H28年（2016年）3月からH38年度（2026年度）まで）」

- 基本理念 — **住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田**
- 基本的方向性 — 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
障害者基本法、障害者差別解消をはじめとする障がい関係法制度の正しい解釈と運用
ライフステージを通じて切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

第2期障がい児福祉計画から引き継ぐ課題等

- ①児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する事業所等の数、医療的ケア児の関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児コーディネーターの配置はいずれも目標値を達成。
- ②必要なサービスについての情報提供のあり方や、支援者不足、医療・保健・福祉・教育の切れ目のない支援体制について引き継ぎが不十分。特に医療的ケア児については現状の把握に務め、関係機関の更なる連携が必要。

国の基本指針見直しの主な事項

- ①障害児のサービス提供体制の計画的な構築
（児童発達支援センターの機能強化、障がい児入所支援施設からの移行調整の取組推進、医療的ケア児支援法施行による支援体制の充実、聴覚障害児への早期支援の推進の拡充）
- ②発達障害者等支援の一層の充実（ペアトレ等プログラム実施者養成推進）
- ③地域における相談支援体制の充実強化 など

第3期吹田市障がい児福祉計画

- (1) **地域支援体制の構築** — 令和6年度の児童福祉法一部改正に伴い、こども発達支援センターを中核とした、重層的な支援体制の整備を推進
- (2) **保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援** — 18歳以降も継続した支援が行われるよう所管部局で課題等共有
- (3) **地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進** — こども発達支援センターをはじめとする事業所による保育所や小学校等への巡回訪問行い、連携・協力しながら支援を行う体制を強化
- (4) **特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備** — 重症心身障がい児、医療的ケア児への支援を強化
- (5) **障がい児相談支援の提供体制の確保**

第3期吹田市障がい児福祉計画の概要（案）

3 成果目標と主な取組

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等 P95～P100

- ▶地域における障害児支援で中核を担う児童発達支援センター（こども発達支援センター）を設置し、各種支援の質を底上げ【New!!】
 - ①専門性に基づく支援（大阪大学との連携、ペアトレの実施など）
 - ②事業所に対するスーパーバイズコンサルテーションの強化
 - ③地域のインクルージョンの推進（関係機関連絡会等において保育所等訪問支援事業が円滑に行えるよう課題を整理）
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談対応の充実
- ▶保育所等訪問支援事業を実施する事業所数の増【4か所→6か所】
- ▶障がい児支援の地域社会参加・包容のための関係機関の協議の場の設置【吹田市自立支援協議会の活用】【New!!】
- ▶重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保【第2期計画に引き続き児発3、放デイ6確保】
- ▶医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置【新たに福祉関係コーディネーター1名の配置】【New!!】

(2) 相談支援体制の充実・強化 P101

- ▶新たな活動指標として「セルフプラン率」を設定【第3期の目標は各年度30%以下】【New!!】

(3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築 P102～P103

- ▶給付費における事業所の過誤請求に対し、集団指導の場で注意喚起、関係部局の連携体制を強化し、不正請求等の未然防止を図る。

4 障がい児支援の利用見込とその確保策（主なもの）

P104～P109

| 区分 | サービス・施設名 | 利用見込量（1月あたり的人数） | | | | | | 利用見込量に対する方策 |
|----------------|------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 障がい児通所支援等 | 児童発達支援 | 594 | 634 | 650 | 751 | 858 | 973 | (1)利用対象者への更なる制度周知に努める。 (2)医療・福祉・教育との関係機関連携を密に実施。 (3)障がい児通所支援サービス事業所に対し、研修などを開催し、質の向上を図る。 (4)利用計画作成では家族支援の観点も含める。 |
| | 放課後等デイサービス | 1,227 | 1,387 | 1,388 | 1,568 | 1,772 | 2,003 | |
| | 保育所等訪問支援 | 19 | 37 | 70 | 79 | 89 | 101 | |
| | 障がい児相談支援 | 394 | 442 | 508 | 569 | 637 | 714 | |
| 地域生活支援事業（実施箇所） | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | (1)こども発達支援センターにおける、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修、実習 (2)療育等事業者連絡会と連携し、重層的な連携を図る。 |
| 子ども・子育て支援等 | 保育所 | 129 | 146 | 181 | 200 | 220 | 230 | (1)保育所等においては、発達支援制度及び要配慮保育制度により配慮が必要な児童の受け入れ、私立保育所には介助員を配置し、助成金を交付して受け入れ体制を整備。 (2)放課後児童クラブでは、必要に応じて指導員等を加配。一定要件を満たす児童については5、6年生を受け入れ。 |
| | 認定こども園 | 61 | 87 | 117 | 120 | 130 | 140 | |
| | 放課後児童クラブ | 173 | 196 | 207 | 220 | 220 | 220 | |